

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
電話交換機更新	総合病院 三原赤十字病院 会計課 広島県三原市東町二丁目 7番 1号	令和6年6月13日	扶桑電通株式会社 福山営業所 広島県福山市延広町 1-25明治安田生命福山駅前ビル	10,340,000円	契約業者は当院の電話設備を長い期間に渡って保守管理している業者であり、本契約の更新作業に精通している。また過去の実績により必要な能力及び経験を有し迅速かつ円滑に契約を履行できることから日本赤十字社会計規則第36条の4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため随意契約とするものである。	
冷凍ユニット入替工事	総合病院 三原赤十字病院 会計課 広島県三原市東町二丁目 7番 1号	令和6年6月20日	ホシザキ中国株式会社 広島県広島市中区土橋町1番13号	1,144,000円	予定価格が160万円を超えない物品の取得であるため。（日本赤十字社会計規則施行細則35条第2項に該当）	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。